

新旧対照表

○神奈川県青少年保護育成条例施行規則

新	旧
<p>(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない理由等)</p> <p>第15条 条例第37条第1項に規定する規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 条例第37条第1項及び第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(役務提供契約の締結時等における説明事項)</p> <p>第16条 条例第39条第3号に規定する規則で定める事項は、<u>青少年が携帯電話端末等からインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあることとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第17条～第22条 (略)</p> <p>第1号様式～第9号様式 (略)</p> <p>第10号様式(第20条関係) (表)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない理由等)</p> <p>第15条 条例第36条に規定する規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 条例第36条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第16条 条例第37条第2項に規定する規則で定める日は、<u>当該携帯電話インターネット接続契約に係る青少年が満18歳に達する日とする。</u></p> <p>2 条例第37条第2項に規定する規則で定める事項は、<u>前条第2項各号に掲げる事項とする。</u></p> <p>(携帯電話インターネット接続契約時の説明事項)</p> <p>第17条 条例第39条第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>青少年が携帯電話端末又はPHS端末からインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。</u></p> <p>(2) <u>当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供する青少年有害情報フィルタリングサービスの内容</u></p> <p>第18条～第23条 (略)</p> <p>第1号様式～第9号様式 (略)</p> <p>第10号様式(第21条関係) (表)</p> <p>(以下略)</p>